

# 運 営 規 程

## シニアライフ大津

(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

### (事業の目的)

第1条 この事業所が行う特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、入居者が入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活の世話及び機能訓練等を行う等、入居者の心身の機能維持並びにその有する残存機能の能力に応じ自立した日常生活を営むように支援する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、個々の生活に合ったケアプランに基づき、入居者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を提供する。
- 2 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明と同意を得る事とする。
- 3 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は入居者等の生命又は身体を保護するため緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 4 入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、安定的かつ継続的なサービスを提供する。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名 称 シニアライフ大津
- 2 所在地 三沢市大津二丁目12番374

### (職員の職種、員数及び勤務内容) ※令和6年4月1日現在

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 介護支援専門員 1名  
介護支援専門員は、入居者の心身の状況等を踏まえて、施設サービス計画を作成する。
- 3 生活相談員 2名  
生活相談員は、入所者及びその家族の生活相談受付、社会生活上の便宜供与、援助を行う。
- 4 看護職員 2名以上  
看護職員は、入居者の健康状態保持のために適切な援助を行う。
- 5 介護職員 14名以上  
介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するように適切な介護を行う。
- 6 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能減退防止の訓練を行う。

- 7 事務員 1名  
事務員は、施設庶務及び会計その他施設の運営に必要な事務並びに施設の雑務を行う。
- 8 ハウスキーパー 2名  
ハウスキーパーは施設館内の清掃業務を行う。
- 9 栄養士（外部委託）  
食事を提供する為の献立の作成・食品・衛生管理を行う。
- 10 調理師（外部委託） 献立をもとに調理業務を行う。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第5条 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護に当たって、利用者は各種法令等及び当該施設が定める事項等を遵守し、他の利用者の日常生活に迷惑を及ぼさないように留意する。

（特定施設入居者生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護を利用し、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を次の通り行う。

- 一 介護サービス
  - 二 食事の提供
  - 三 入浴  
週2回以上、利用者の状態に応じて一部又は全部の介助を行う。入浴困難な状態の時は、清拭を行う。
  - 四 機能訓練
  - 五 健康管理
  - 六 相談及び援助
  - 七 教養娯楽及びレクリエーション
- 2 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の定員は、専用居室40室とする。
  - 3 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護が法定受領サービスであるときは、市町村より交付されている「介護保険負担割合証」に基づき、基本料金の1割、もしくは2割～3割となる。
  - 4 前項の他、次の各号に掲げる費用は、入居者が負担するものとする。
    - ① 家賃 月額 60,000円（家賃40,000円、施設管理費20,000円）  
家賃については、当該特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の専用居室の権利を得る為、入院及び外泊等の場合でも入居者は負担を要する。入院等が長期に及ぶ場合及び長期になると見込まれる場合には入居者及び家族との話し合いにより、退所となる場合がある。
    - ② 光熱水費 月額 10,000円
    - ③ 食材費 月額 45,000円（1日1,500円、30日計算）
    - ④ 寝具リース 月額 1,950円（1日65円、30日計算）
    - ⑤ 理美容代 実費負担（外部理美容師による散髪、整髪）
    - ⑥ 送迎サービスに要する費用  
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護入居者が、市内及び市

外の医療機関又はその他、外出に要する場合は次の通りとする。

- 1 片道 15 k m未満の送迎介助サービス費 1回 600 円 (往復 1200 円)
  - 2 片道 15 k m以上の送迎介助サービス費 1回 1,000 円 (往復 2000 円)
- ⑦ 前各号の他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者が負担することが適当と認められるもの。
- 5 前第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(緊急時における対処方法)

第7条 看護職員及び介護職員等は、現に特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医、又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第8条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- 二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修（年2回以上）を定期的に行います。
- 四 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年2回の避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理)

第10条 当該特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、感染症が発生、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項) 令和6年3月31日までの間は努力義務

第12条 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置する。
  - (2) 虐待の防止のための指針の整備
  - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第13条 この事業所は、全室介護居室であり、一時介護室は設置していない。

- 2 事業者は、利用者に対してより適切な指定特定施設入居者生活介護等を提供するために必要と判断する場合には、当該指定特定施設入居者生活介護等の提供の場所を事業所内において変更（以下「介護居室の変更」という。）をする場合がある。
- 3 事業者は、介護居室の変更の判断に際しては、次に掲げる手続をとるものとする。
  - (1) 利用者の意思を確認する。
  - (2) 利用者の身元引受人等の意見を聴く。
  - (3) 必要に応じて医師の意見を聴く。
  - (4) 一定の観察期間を置く。

(その他運営についての留意事項)

第14条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 1 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 2 サービス担当者会議において、入居者又はその家族の個人情報を用いる場合は入居者又はその家族の同意をあらかじめ得ておく。
- 3 提供した指定（介護予防）特定施設入居者生活介護に関する利用者、ご家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付窓口として専属の職員をあてるとともに楽晴会苦情解決第三者委員を設置し、誠意をもって苦情解決に努める事とする。
- 4 地域の方々と連携を図り透明性を確保することから運営懇談会を設置し定期的な交流を図るものとする。
- 5 事業者は、適切な当該特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 6 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
  - 一 採用時研修 採用後3か月以内
  - 二 継続研修 年2回

- 7 看護職員又は介護職員を他の従業者と明確に区分するための措置として、事業所の見やすい場所に勤務形態一覧表を掲示する。
- 8 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

- この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年11月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 5月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 3月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。